

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日保発 0524 第 2 号）等により実施しているところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、令和 2 年 3 月実施分の施術管理者研修を受講した上で、新たに施術管理者になる予定である者について、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

【柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件関係】

(問1)

令和2年3月実施分の施術管理者研修につき、受講予定であったが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて中止するとの連絡を公益財団法人柔道整復試験財団(以下「財団」という。)から受けた。

令和2年3月下旬以降に開業予定であるが、施術管理者となる場合に、実務経験期間証明書の写と研修修了証の写の添付が必要か。

(答)

必要となる。

但し、研修修了証の写しの添付は令和3年2月1日までに提出することとする。

なお、令和2年3月19日から受領委任の登録又は申出を届出することとし、実務経験期間証明書の写し、令和3年2月1日までに提出する旨を記載した確約書(別紙様式1)及び財団からの研修中止に関する連絡書類を提出することが必要となる。

